

# 市県民税、所得税の申告が始まります



今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。必要書類などの準備はお済みでしょうか。申告書はご自身で記入し、提出してください。市県民税の申告期限、所得税の申告・納付期限は3月16日(月)です。

## 市県民税の申告書(オレンジ色の封筒)の人は市役所または地区市民センターなどへ

### 市県民税の申告会場と日時

会場	期 日	時 間	会場	期 日	時 間
市役所 (2階 市民税課)	3月9日(月)~16日(月) (土・日曜日は除きます)	9:00~16:00	桜	2月3日(火)・4日(水)	9:00~14:30
地区市民センター	富洲原	2月23日(月)・24日(火)	三 重	3月4日(水)・5日(木)	
	富 田	3月12日(木)・13日(金)	県	2月9日(月)	
	羽 津	2月24日(火)・25日(水)	八 郷	3月2日(月)・3日(火)	
	常 磐	2月10日(火)	下 野	2月5日(木)・6日(金)	
	日 永	2月18日(水)・19日(木)	大矢知	2月26日(木)・27日(金)	
	四 郷	3月10日(火)・11日(水)	河原田	2月27日(金)	
	内 部	2月12日(木)・13日(金)	水 沢	3月5日(木)	
	塩 浜	2月4日(水)	海 蔵	3月6日(金)	
	小山田	2月20日(金)	橋 北	2月16日(月)	
	川 島	2月25日(水)・26日(木)	保 々	2月17日(火)	
	神 前	2月6日(金)	人権プラザ小牧 (ホール)	2月16日(月)	
	人権プラザ神前 (児童集会所ホール)	2月12日(木)	楠総合支所	2月19日(木)・20日(金)	

※市役所へお越しの際は公共交通機関で！

### 申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市民税・県民税の手引き」を参考にして正確に記入してください。作成した申告書は、郵送または地区市民センター経由で提出することができます。提出の際は必要書類(裏面参照)を必ず添付してください。なお、添付いただいた必要書類の返送をご希望される人は、返信用封筒を同封してください。

## 四日市税務署からの確定申告会場のお知らせ

四日市税務署の確定申告会場は **じばさん三重6階** です (四日市市安島1-3-18)

開設期間・時間

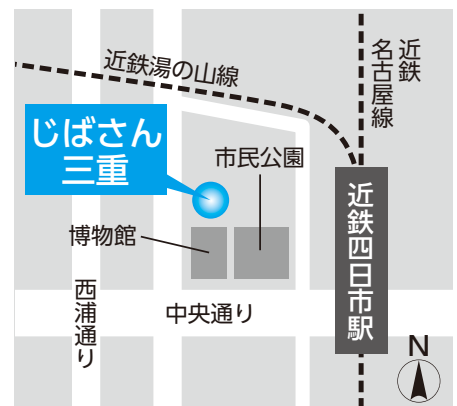
平成27年2月16日(月)~3月16日(月) 土・日曜日は除きます

9:00~17:00 (午後4時までにお越しください)

※この期間は、四日市税務署内には確定申告会場を設けませんのでご注意ください  
※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください

### ご自宅で確定申告書の作成・提出ができます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、24時間いつでも確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書などの作成ができます。申告書の提出については、e-Taxをご利用いただくと、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して申告ができます。e-Taxをご利用いただくには、事前に準備が必要です。なお、e-Taxの準備が間に合わない人は、申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。また、平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて「復興特別所得税」の申告及び納付をすることとされています。「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、「復興特別所得税」の計算漏れがありません。



☆近鉄四日市駅から徒歩5分

無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

# 申告書は自分で書いて提出しましょう

申告会場はたいへん混みます。昨年の申告書控えや手引きを参考にして事前に自分で作成しておいてください。受付時間が短くなります。

## 市県民税の申告について

前年の所得に対して課税されますので、平成26年中(1～12月)の所得を申告してください。

## 申告が必要な人

平成27年1月1日に四日市市に住所があり、平成26年中に所得があった人。ただし、次の人は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

1. 平成26年分の所得税の確定申告書を提出する人
2. 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人
3. 公的年金など(厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金など)の所得のみの人

※ただし、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受けようとする場合は、申告してください

なお、申告が必要と思われる人には、事前に申告書(オレンジ色の封筒)を送付しています



## ◆申告に必要なもの◆

- (1)市県民税申告書(郵送で届いた人) (2)認め印  
(3)そのほか、下記①～⑧に該当する人は各欄に記載している書類

①事業所得(営業等・農業)不動産所得がある人	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市県民税申告書または収支内訳書
②報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
③給与所得・各種年金などがある人	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする人	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書
⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑥配偶者特別控除を受けようとする人	配偶者に所得がある場合は、その所得を確認できるもの
⑦障害者控除を受けようとする人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして介護・高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑧医療費控除を受けようとする人 平成26年中に支払った医療費の合計が総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超える場合	医療費・介護費などの領収書、補てん金(高額療養費など)がある場合はその金額がわかるもの(平成26年1月1日から12月31日までの間に支払った分) ※介護費は、一定の要件のもとに居宅サービス、施設サービスともに控除を受けられます。サービス提供事業者にお問い合わせください ※医療費の金額は、事前に合計しておいてください

## 四日市税務署からのお知らせ

## 税理士による無料税務相談を開催します

○印 開設日

会場	2月							
	18	19	20	23	24	25	26	27
あさけプラザ	○	○	○	休館日	○	○	○	○

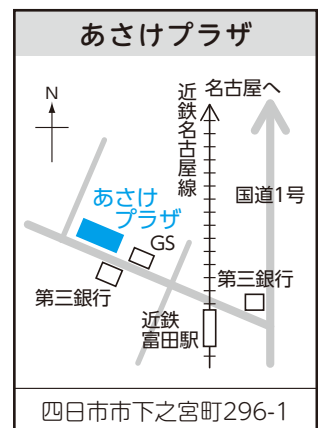
相談時間は9:30～16:00です(ただし12:00～13:00は除く)

- ※申告書の作成には時間を要しますので、受け付けを早めに終了することがあります
- ※会場ではe-Taxによる申告相談も行っています
- ※利用者識別番号、暗証番号がおわかりの場合は、番号のわかる書類をお持ちください

## 相談の対象となる人

- ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の人
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成24年分)の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する人

なお、譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場(じばさん三重)をご利用ください。



※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

## お問い合わせ

### ◆市県民税について・・・

四日市市役所市民税課 ☎354-8132 FAX354-8309  
ホームページ <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1362.html>  
⇒業務案内「市・県民税」

### ◆所得税の確定申告について・・・

四日市税務署 ☎352-3141  
※自動音声の案内に従い番号を選択してください  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>